株主各位

東京都台東区下谷2丁目20番5号

日本化学産業株式会社

代表取締役社長 柳 澤 英 二

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよう ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日(火曜日)午後5時40分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. **日 時** 平成29年6月28日(水曜日)午前10時
- 3. 目的事項
 - 報告事項
- 1. 第92期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第92期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 計算書類の内容 報告の件

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 役員賞与支給の件

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以上

[◎] 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

[◎] 本招集ご通知添付書類の事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ(http://www.nihonkagakusangyo.co.jp/)において、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

事 業 報 告

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(平成28年4月1日~平成29年3月31日)におけるわが国経済は、年度前半の足踏み状態から、下期に入り、海外経済で持ち直しの兆しが見られるとともに、米国の大統領選挙後、円安、株高に転じたことから、輸出を取り巻く環境にも改善の兆しが見られ、鉱工業生産も緩やかな回復傾向となりましたが、依然として自律的回復力は乏しい状態が継続し、米国新政権発足後の政策運営の不確実性や各国における保護主義の台頭、急激な為替変動のリスク、また、国内における人手不足の顕在化など、景気の先行きは不透明な状況となっています。

このような状況のもと、当社グループは、薬品・建材事業ともに新製品や新規用途開発品を中心とした販売・生産数量の確保・拡大、新規ユーザーの開拓、価格競争力を増すための低コスト体質強化に取り組むとともに、海外(タイ)子会社においては主力ユーザーの事業撤退に直面したネクサス・エレケミック社の解散、清算に向けての対応、サイアム・エヌケーエス社における車載用関連製品等の安定生産、増産体制の確立、国内においては福島第一工場における二次電池用正極材受託加工の安定供給、月産600トンへの増産体制構築に向けての準備等、具体的課題への対応に尽力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は、前期比1,323百万円 7.1%増の19,844百万円、営業利益が前期比914百万円 55.7%増の2,556百万円、経常利益が前期比906百万円 50.2%増の2,712百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が前期比133百万円7.9%増の1,819百万円となりました。

以上のように、営業利益、経常利益は前期比大幅増となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は微増となっております。これは前期の特別利益に東京電力からの逸失利益等の補償金およびふくしま産業復興企業等立地補助金799百万円を計上しましたが、当連結会計年度にはその補助金等に該当する対象がなかったことによります。

なお、ネクサス・エレケミック社は、既に平成28年12月を持ちまして操業を停止し、清算に向けて法的手続きを開始しておりますが、その清算による連結業績への影響は、既に固定資産の減損、要員の削減等、前期、前々期にマイナス要素を処理していることから軽微なものと考えております。

事業別の状況は以下のとおりです。

薬品事業は、国内においては、納入先の複数購買化、生産拠点の海外シフトおよび中国経

済減速の影響等により販売数量は伸び悩みましたが、年度の後半において主要原料である非鉄金属の市場価格の急速な上昇に伴った売価アップおよび本格稼働となった二次電池用正極材受託加工の売上増加、海外においては、サイアム・エヌケーエス社における新製品の車載用関連製品2品目が実績化されたことから、売上高は前期比1,171百万円 7.6%増の16,553百万円となりました。そのうちの海外売上高は、前期比328百万円 12.0%増の3,057百万円(連結売上高の15.4%)となりました。利益面では、国内における二次電池用正極材受託加工の利益増加等に加え、下期における非鉄金属相場上昇による売価アップが原料消費価格上昇に先行したメリット等があり、また海外においても、サイアム・エヌケーエス社の車載関連製品2品目が実績化され、ネクサス・エレケミック社の営業損失が前期に行った減損処理およびリストラ対応等によって縮小したことにより、海外子会社全体で営業利益がプラスに転じたこともあり、薬品事業全体の営業利益は前期比873百万円 69.4%増の2,130百万円と大幅に増加しました。

建材事業は、消費税増税前の駆け込み需要の反動減の影響等により低調に推移していた新設住宅着工戸数には、幾分持ち直しの兆しが見えたものの本格的な回復までには至っていないなか、住宅建材関係において主力製品である防火通気見切り縁において、かねてより準備を進めてきた新製品が実績化されたことにより、売上高は前期比152百万円 4.8%増の3,291百万円、営業利益も前期比96百万円 11.6%増の932百万円となりました。その結果、当社グループ全体としての営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前述の通り何れも増加いたしました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資、社債の発行等による、外部からの資金の調達は行っておりません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資総額は1,261百万円で、その主なものは薬品事業の生産設備増強です。

— 3 —

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題としては以下のように考えております。

当社グループは、欧米の政治経済動向、ならびに中国および新興国経済の成長率鈍化等を巡る不透明感、為替の先行き、産業の日本からの海外シフトの継続、および各産業におけるグローバルな競争激化、また、国内外の諸情勢を踏まえた財政金融政策の動向や影響等、事業環境の厳しさ、不安定感、および収益の下押しリスクが一層強まることを十分に認識し、その中にあっても収益を確保できる体制の構築を進めます。

薬品事業におきましては、新たな安価原料・リサイクル原料ソースの拡充をはじめ、生産体制・生産効率の見直し等による大幅なコスト引き下げの実現を通じた収益基盤の基礎固めを確立し、車載用関連製品、環境対応型表面処理用薬品やプリント基板用薬品等、当社独自技術に基づいた市場および顧客ニーズに応える新製品の開発や新規事業の開拓を、緊密な連携に基づくグローバルな開発・生産・販売体制のもとでスピーディーに展開いたします。さらに、二次電池用正極材受託加工拡大を着実に進めること等を通じて、一層強固な事業体質の確立と収益の確保および拡大に努めてまいります。

建材事業におきましては、消費税増税前の駆け込み需要の反動減からの需要回復動向、また、同税の再増税の動向ないし影響等を踏まえつつ、当社の特長を発揮した、ニーズに応える多様な新製品群の実現、および新たな得意先の開拓等を通して一定の収益水準を維持、拡大できる体制づくりに引き続き努めてまいります。

グローバル化が一段と進展し競争が激化するなか、当社グループ全体として事業環境等の変動リスクに迅速かつ的確に対応できる一層強靭な事業体質・収益力を構築し、薬品および建材両事業の販売および生産すべてにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことによって「新たな価値」を創出し、これを市場および顧客の皆様へ提供することを通して、業績の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を確実なものといたしたく考えております。

(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区	分	ì	第 89 期 25.4~26.3	第 90 期 26.4~27.3	第 91 期 27.4~28.3	第 92 期 (当連結会計年度) 28.4~29.3
売	上	高	19,090百万円	19,671百万円	18,521百万円	19,844百万円
経	常 利	益	2,061	1, 956	1,806	2,712
10-61	辻株主にり 当 期 純 和		1, 434	977	1, 685	1,819
1株当	たり当期純	利益	72円13銭	49円03銭	84円84銭	92円08銭
総	資	産	32,236百万円	34, 269百万円	34,283百万円	37,567百万円
純	資	産	27, 021	28, 771	29, 035	31, 229
1 株 🗎	当たり純貧	資産	1,356円77銭	1,440円91銭	1,469円64銭	1,580円65銭

- (注) 1. 第89期より「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日 (ただし、退職給付会計基準第35項本文に掲げられた定めを除く。))を適用しております。
 - 2. 第89期の「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(64,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。
 - 3. 第90期より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。
 - 4. 第90期の「株式会社三井住友銀行 (にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式 (12,000株) は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。
 - 5. 第91期より「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に 関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企 業会計基準第7号 平成25年9月13日) 等を適用しております。

② 当社の財産および掲益の状況の推移

区	分		第 89 期 25.4~26.3	第 90 期 26.4~27.3	第 91 期 27.4~28.3	第 92 期 (当事業年度) 28.4~29.3
売	上	高	18,551百万円	18,632百万円	17,580百万円	18,676百万円
経常	利	益	2, 166	2, 059	1,840	2, 642
当期	純 利	益	1, 528	1,508	1,705	1,830
1株当た	り当期純緑	利益	76円88銭	75円65銭	85円83銭	92円65銭
総	資	産	30,681百万円	32,887百万円	33,255百万円	36,680百万円
純	資	産	25, 876	27, 776	28, 414	30, 641
1株当	たり純資	資産	1,299円26銭	1,391円10銭	1,438円16銭	1,550円89銭

- (注) 1. 第89期の「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(64,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。
 - 2. 第90期より「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日) を適用しておりま
 - 3. 第90期より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。
 - 4. 第90期の「株式会社三井住友銀行 (につかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式 (12,000株) は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
ネクサス・エレケミックCO.,LTD. (タイ国)	52,000千タイバーツ	100%	電子・精密部品等の めっき加工
サイアム・エヌケーエスCO.,LTD. (タイ国)	280,000千タイバーツ	100%	工業薬品の製造・販 売

⁽注) ネクサス・エレケミックCO., LTD. は平成28年12月に操業を停止し、清算に向けて法的な手続きを開始しております。

(7) 主要な事業内容(平成29年3月31日現在)

薬品事業	銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、オクチル酸等の金属石鹸、電池 用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液
建材事業	防火通気見切縁、耐震補強材、内装用間仕切壁、郵便ポスト、手摺・笠木等の 住宅用建材製品、熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品

(8) 主要な営業所および工場 (平成29年3月31日現在)

		本				社	東京都台東区
		大	阪		支	店	大阪市中央区
		名	古	屋	支	店	名古屋市中区
		埼	玉		エ	場	埼玉県草加市
当	社	青	柳		エ	場	埼玉県草加市
	仁	福	島 第	-	- I	場	福島県双葉郡広野町
		福	島 第	- =	: I	場	福島県双葉郡楢葉町
		大	利	根	エ	場	埼玉県加須市
		総	合	研	究	所	埼玉県草加市
		ハノ	イ 駐	在	員 事	務所	ベトナム国ハノイ市
子	会 社	ネクサ	トス・エ	レケミ	ックC	0. , LTD.	タイ国アユタヤ県
7	五 仁	サイフ	7ム・エ	ヌケー	-エスC	0. , LTD.	タイ国アユタヤ県

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数(平成29年3月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減
405名	122名減

- (注) 従業員数は就業人員を記載しております。
 - ② 当社の従業員数 (平成29年3月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
338名	4名增	42歳4ヵ月	16年 0 ヵ月

(注) 従業員数は就業人員を記載しております。

(10) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

	借	入	先			借入額
						百万円
株 式	会 社	三 井 住	友	銀	行	107
株 式	会 社	りそ	な	銀	行	71

2. 会社の株式に関する事項(平成29年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

80,000,000株

(2) 発行済株式の総数

20,680,000株(自己株式922,910株を含む)

(3) 株主数

1,835名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
日化産取引先グループ持株会	2, 184	11. 06
三 井 生 命 保 険 株 式 会 社	1,000	5. 06
株式会社三井住友銀行	970	4. 91
にっかさん従業員持株会	798	4. 04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	729	3. 69
株式会社東京都民銀行	660	3. 34
日本パーカライジング株式会社	490	2. 48
CGML PB CLIENT ACCOUNT/ COLLATERAL	471	2.39
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	457	2. 31
株式会社近畿大阪銀行	404	2.04

⁽注) 持株比率は、自己株式922,910株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(平成29年3月31日現在)

	氏	名		地位および担当	重要な兼職の状況
柳	澤	英	<u> </u>	代表取締役社長	ネクサス・エレケミックCO.,LTD. 代表取締役会長 サイアム・エヌケーエスCO.,LTD. 代表取締役会長
久	能	忠	生	常務取締役 (総務部門担当)	
小	林	憲	男	取締役 (薬品生産本部長)	
桜	井	俊	\equiv	取締役 (建材本部長)	
丁	子	幹	雄	取締役(薬品営業本部長兼海外本部担当)	
鹿	島		肇	取締役 (総合研究所長)	
野	瀬	賢	造	取締役(社長室長)	
井	上	幸	夫	取締役	侑オフィスアーク 代表取締役
吉	成	昌	之	取締役	虎ノ門カレッジ法律事務所 パートナー弁護士 第一勧業信用組合員外監事(非常勤) ㈱アサツーディ・ケイ 社外取締役
吉	田		豊	常勤監査役	
花	木	正	義	監査役	花木正義税理士事務所 税理士 ㈱アルファシステムズ 社外監査役 越後交通㈱ 社外監査役
臼	田	正	博	監査役	
富	山	正	次	監査役	(㈱スクウェア・エニックス・ホー) ルディングス非常勤監査役

- (注) 1. 取締役井上幸夫、取締役吉成昌之の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役吉田 豊、監査役花木正義、監査役富山正次の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監 査役であります。
 - 3. 常勤監査役吉田 豊氏は、金融機関における長年の経験があり、財務、会計および証券関連業務に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 監査役花木正義氏は、長年国税局の要職を歴任され、また税理士の経験から、税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 監査役富山正次氏は、公認会計士として培われた経験により、高度な財務および会計に精通しており、 財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 6. 当社は、取締役井上幸夫氏および取締役吉成昌之氏ならびに監査役花木正義氏および監査役富山正次氏 を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

- 7. 当社は取締役井上幸夫氏および取締役吉成昌之氏ならびに各監査役との間で、会社法第423条第1項の賠 償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度 額であります。
- 8. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。
 - (1) 就任

平成28年6月28日開催の第91回定時株主総会において、柳澤英二、久能忠生、小林憲男、桜井俊二、 丁子幹雄、鹿島 肇、野瀬賢造、井上幸夫、吉成昌之の各氏が取締役に再選され重任いたしました。

平成28年6月28日開催の第91回定時株主総会において、花木正義、臼田正博の両氏が監査役に再選され重任、吉田 豊、富山正次の両氏が新たに選任され就任いたしました。

(2) 退任

平成28年6月28日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、田中龍一、佐藤榮太郎の両氏が監査 役を任期満了により退任いたしました。

9. 当事業年度における重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。

取締役 吉成昌之氏 東京都弁護士国民健康保険組合副理事長退任

(平成28年8月9日)

監查役 花木正義氏 越後交通㈱社外監査役就任

(平成29年3月17日) 監査役 富山正次氏 日本公認会計士協会不服審査会会長退任

(平成28年8月5日) 当社では 適正たコーポレート・ガバナンスのもとで 的確・迅速が経営業務の執行

10. 当社では、適正なコーポレート・ガバナンスのもとで、的確・迅速な経営業務の執行を行う体制を強化することを目的に、平成28年6月28日から執行役員制度を導入しております。 平成29年3月31日現在の執行役員の体制け以下のとおりであります

	氏	名		地位および担当
柳	澤	英	=	代表取締役社長 (経営全般)
久	能	忠	生	常務執行役員(総務部門担当)
小	林	憲	男	執行役員(薬品生産本部長)
桜	井	俊	二	執行役員(建材本部長)
丁	子	幹	雄	執行役員 (薬品営業本部長兼海外本部担当)
鹿	島		肇	執行役員 (総合研究所長)
野	瀬	賢	造	執行役員(社長室長)
百	瀬		譲	執行役員(総務部長)
Щ	田		修	執行役員 (海外本部長兼薬品営業副本部長)
小	野木	寸	勲	執行役員(薬品生産本部 福島第一工場長兼福島第二工場長)
菅	原		譲	執行役員 (建材本部 建材営業部長)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	支給額
取 締 役 (内 社 外 取 締 役)	名 9 (2)	千円 98,015 (14,556)
監 查 役	6	26, 767
(内 社 外 監 查 役)	(5)	(22, 663)
合 計	15	124, 782
(内 社 外 役 員)	(7)	(37, 219)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第81回定時株主総会において年額120百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第69回定時株主総会において年額28百万円以内と決議 いただいております。
 - 4. 上表の支給額には、第92回定時株主総会において第2号議案が原案どおり承認可決された場合の役員賞 与支給予定額(取締役分26,204千円、監査役分3,796千円)を含んでおります。また平成28年6月28日開催 の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名に対する報酬を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
	井 上 幸 夫	制オフィスアーク 代表取締 役	重要な取引その他の関係は ありません。
社外取締役	吉成昌之	虎ノ門カレッジ法律事務所 パートナー弁護士 第一勧業信用組合員外監事 (非常勤) (㈱アサツーディ・ケイ 社外 取締役	いずれも重要な取引その他 の関係はありません。
	吉田 豊	該当事項はありません。	該当事項はありません。
社外監査役	花木正義	花木正義税理士事務所 税理 士 ㈱アルファシステムズ 社外 監査役 越後交通㈱ 社外監査役	いずれも重要な取引その他 の関係はありません。
	富山正次	(㈱スクウェア・エニックス・ ホールディングス非常勤監査 役	重要な取引その他の関係は ありません。

② 当事業年度における活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	井 上 幸 夫	当事業年度に開催された取締役会(定時取締役会18回、臨時取締役会8回)26回のうち24回出席し、会社経営の豊富な経験や見識に基づき、社外の視点からの適切な発言・助言を行っております。
社外取締役	吉成昌之	当事業年度に開催された取締役会(定時取締役会18回、臨時取締役会8回)26回のうち25回出席し、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、社外の視点からの適切な発言・助言を行っております。
社外監査役	吉田 豊	就任後に開催された取締役会(定時取締役会13回、臨時取締役会5回)18回のうち18回出席し、また就任後に開催された監査役会9回のうち9回出席し、金融機関勤務の豊富な経験や見識に基づき、監査役会の活動方針の提言、監査結果について適切な発言を行っております。
社外監査役	花木正義	当事業年度に開催された取締役会(定時取締役会18回、臨時取締役会8回)26回のうち23回出席し、また当事業年度に開催された監査役会11回のうち11回出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に国税局勤務の豊富な経験や見識に基づき適切な発言を行っております。
社外監査役	富山正次	就任後に開催された取締役会(定時取締役会13回、臨時取締役会5回)18回のうち16回出席し、また就任後に開催された監査役会9回のうち9回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適切な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額

19,000千円

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19,000千円

- ③ 当社の海外子会社の監査につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士、または 監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が行っており ます。
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれら の合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」に基づき、前事業年度の監査実績および監査報酬等を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・報酬額の見積りの適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

- 5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備および当該体制の運用状況
 - (1) 基本方針について

当社は、平成18年5月9日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、その基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、平成21年4月27日、平成27年4月28日、平成29年4月27日に一部改訂しており、下記は最新の決議の内容となります。

- 1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 法令等遵守(コンプライアンス)は経営の最重要課題として位置づけ、あらゆる機会を 通じて役員・従業員全員に法令等遵守の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を 毎月1回開催し、全社における法令、定款および社内規程の遵守状況等の確認および問題 点の指摘並びに改善を行う。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 文書管理規程を策定し、文書の保管場所、保管方法、保管期限、廃棄・処分方法等を定 める。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 各事業所にリスク管理に関する責任者を任命するとともに、全社のリスク管理に関する 機能を総務部へ持たせ、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応体制を整備する。

内部監査部門による内部監査の際、リスク管理体制の有効性についてチェックし、報告させる。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の執行方針その他経営に関する重要事項を決定し、かつ業務の執行状況を監視するが、個別経営課題については経営会議において、実務的観点から議論を行い、その審議を経て取締役会に諮る。

取締役会での決定に基づく業務執行は、社内規程に基づき、代表取締役社長、各執行役員、各部門長等が行う。

5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 内部統制に関する現行の諸規程等(組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁規程、 内部監査規程他)を、リスク管理手法を用いて統制目標、リスクに関する有効性を検証す るとともに、その欠陥が発見された場合は規程を是正する。

内部監査部門、コンプライアンス・リスク管理担当の総務部、監査役は平素より連携して、使用人の職務の執行が法令、定款、諸規程に適合するか調査し、適切に対応する。

「公益通報者保護法」に基づき内部通報処理規程を策定し、従業員からの通報や相談が出来るシステムを構築する。

6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、連結対象子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、月1回ないしは必要に応じて連結対象子会社より事業状況等の報告を受ける。 連結対象子会社は、当社海外本部等を通じての指導、管理のもと当社のリスク管理体制 に準じたリスク管理体制を構築・整備するとともに、相互連携の強化や情報の共有化を図 る。

連結対象子会社は業務の適正を確保するため、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用し、月1回、法令、定款および社内規程の遵守状況等を確認し、コンプライアンス委員会に報告する。

内部監査部門は必要に応じて、連結対象子会社を監査する。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に 関する事項

監査役は、職務遂行上、補助を必要とした場合は、社長室長に社長室員の派遣を要請できるものとする。

- 8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 前号における社長室員は、派遣された期間は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- 9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制 常勤監査役は取締役会、経営会議に、他の各監査役は取締役会に出席し、経営の状況、 事業の遂行状況等の報告を受ける。

上記以外で、当社グループにおいて経営に重大な影響を与えると予想される事実、あるいは取締役の職務遂行に関して、法令・定款に違反する重大な事実が発生した場合、代表取締役社長は遅滞なく常勤監査役に報告することとする。

前記5)で述べた内部通報処理規程の通報窓口の一つとして監査役を充て、法令違反等の情報を迅速に収集出来る体制を構築する。当該通報者は「公益通報者保護法」に基づき保護される。

- 10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、代表取締役社長、監査法人と定期的に意見交換を行うこととする。 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務は、請求のあった都度処理する。
- 11) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社および子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう対処する。

(2) 運用状況について

上記基本方針に基づき、内部統制システムを構築しておりますが、その運用状況の概要は 以下のとおりとなっております。

1) コンプライアンス関係

基本方針1)の体制整備を目的としコンプライアンス綱領としての「日本化学産業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため「コンプライアンス委員会規程」を策定しております。コンプライアンス委員会規程に基づき、委員会を組織し、委員会において「コンプ

ライアンス・マニュアル」を作成し、全役員・従業員へ配布、コンプライアンスの周知・ 徹底を図っております。また、コンプライアンス委員会を毎月開催し、遵守状況の確認お よび問題点の改善を行っております。

更に、「内部通報処理規程」を策定、実施し、従業員等からの法令および定款違反等の 通報や相談が出来る体制を構築しております。

2) 情報管理関係

基本方針2)の体制整備を目的とし、「文書管理規程」「情報システム業務管理規程」「印章管理規程」を策定し、取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存、管理を含め、実施しております。

3) リスク管理関係

基本方針3)の体制整備を目的とし、「リスク管理規程」を策定し、経営危機等のリスクに対し、管理責任者を任命し、有事の際の対応体制・方法等の整備を実施しております。また、東日本大震災、福島原発事故、タイにおける大規模洪水等の被災を教訓に、中核となる事業の継続あるいは、早期復旧を可能にする「事業継続計画」(BCP)を策定し、実行に移しております。

4) 財務報告の信頼性の確保関係

基本方針5)および金融商品取引法で求められている財務報告の信頼性の確保の体制整備を目的とし、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定するとともに、推進チームを編成し、当連結会計年度においても内部統制に係る重要な業務の文書化および諸規程の整備等内部統制システムの一層の強化・改善に努めております。さらに内部監査部門により内部統制の整備・運用状況を適法性および効率性の観点から検討のうえ評価し、これに基づいて推進チームより改善を重視した是正勧告およびこれを取締役会、監査役に報告するとともに、当該部門で是正作業を実施し、内部統制の改善に努めております。

5) 当社の企業集団における内部統制システム関係

基本方針6)の体制整備を目的とし、当社と連結対象子会社との業務の適正性を確保するため「関係会社管理規程」を策定するとともに、連結対象子会社においても、業務分掌規程、職務権限規程、経理規程等の諸規程を整備する等の内部統制システム構築の作業を引き続き行っております。当連結会計年度においては、連結対象子会社のうちサイアム・エヌケーエス社に関する財務報告に係る内部統制について評価を行い、有効性を確認いたしました。

6. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社 法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)に照 らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するた めの取組み(会社法施行規則第118条第3号ロに定義されるものをいいます。)の一つとして平

— 16 —

成27年6月26日開催の定時株主総会において、「第四回信託型ライツ・プラン」(以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。)を導入することを決議し、同年6月29日付で本信託型ライツ・プランを設定しました。本信託型ライツ・プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の、平成27年5月14日付「第四回信託型ライツ・プラン(買収防衛策)設定のための新株予約権の発行について」をご覧下さい。

(1) 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収のリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当、高株価を実現することを 目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏 しい曖昧なものや、当社や株主の皆様に買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えない もの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが 顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

したがいまして、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和14年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、昭和21年2月設立した、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所を昭和23年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ今日に至っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在は0A機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気(換気)・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ・それに基づく開発力と薬品製造

— 17 —

における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいてまいりました。

当社の「経営の基本方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保・向上していくことにあります。その実現のため、中期経営計画の策定を通じ高付加価値製品の開発と拡販及び安価原料・リサイクル原料の活用拡大や、設備と要員の一段の効率化を最重要課題とし厳しい事業環境下でも一定水準以上の利益を確保できる低コスト体質を構築してまいります。

当社は、この計画を達成することにより、強靭な事業体質の構築及び収益力の確保が図られ、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレートガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

コーポレートガバナンスの充実については、少数の取締役(平成29年3月31日現在で9名)全員が原則として月1回開催する取締役会に出席し、管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役が報告する全社にわたるキメ細かな情報をベースに、充分な議論を尽くしたうえでの適切かつ迅速な意思決定を行うとともに、執行部門への監督を行い、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化のために最大限努力しております。

当社は、業務執行の迅速化、効率化を図るため、執行役員制度を採用しており、執行役員は取締役会が決定した基本方針に沿って、業務執行を行っております。また、社長の意思決定を補佐するための機関として、社長、執行役員が出席する経営会議を設け、実務的観点から議論を行い、社長が意思決定することとしております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため、「コンプライアンス委員会規程」を策定しました。コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を組織し、同委員会において作成した「コンプライアンスマニュアル」を全役員及び従業員へ配布し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動し、この姿勢を継続することにより資本市場からの一層の評価が得られるよう努力していく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等

の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行する仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様にその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与えうる影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み、コーポレートガバナンスの強化等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記(3)の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記(3)の取組みは、上記(1)の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記(3)の取組みは、①設定に際しての株主総会特別決議による承認を経ていること、②合理的な客観的解除要件が設定されていること、③新株予約権の無償取得の可能性が確保されていること(デッドハンド性の否定)、④有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを当社取締役会で決議することとしていること、⑤独立社外者のみからなる特別委員会が設置されていること、⑥発動時に第三者専門家の意見を取得することとしていること、⑦有効期間を限定(3年間)していること(サンセット条項)、⑧当社取締役の任期を1年としており、また、当社取締役会はいわゆる期差任期型取締役会でないことから株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

— 19 —

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対し長期かつ安定してお報いし、また、収益力の向上による成果に応じて還元するという基本方針のもと、将来の積極的な事業展開と事業環境の急激な変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保をも勘案のうえ配当を決定することとしております。

当期の業績につきましては、 $2\sim3$ 頁の事業の経過およびその成果で申し述べましたように、主力の薬品事業において、二次電池用正極材の受託加工の本格稼働およびサイアム・エヌケーエス社の業績向上等により利益面では大幅な増益となりましたが、受託品を除く製品の販売数量の伸び悩みは継続し、建材事業においても本格的な回復までには至らないことから売上高は微増に終わりました。当期の配当につきましては、これらの業績に前述の基本方針等も勘案の上、株主の皆様にお報いいたしたく、取締役会決議により中間 1 株につき10円、総額197,571,450円(支払開始日:平成28年12月6日)、期末配当は 1 株につき11円、総額217,327,990円(支払開始日:平成29年6月12日)とさせていただきました。

内部留保資金につきましては、生産設備増強・更新、環境対策設備、新製品生産設備、研究 開発および海外展開、新規事業開拓等の投資に充てることとしております。

注 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。 但し、1株当たり当期純利益・純資産および比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)	37, 567, 485	(負債の部)	6, 338, 397
流動資産	24, 062, 118	流動負債	5, 077, 296
現金及び預金	14, 506, 772	支払手形及び買掛金	2, 565, 896
受取手形及び売掛金	6, 354, 868	短 期 借 入 金	435, 600
商品及び製品	857, 495	未 払 法 人 税 等	415, 709
仕 掛 品	1, 066, 476	賞 与 引 当 金	380, 000
原材料及び貯蔵品	998, 978	役員賞与引当金	30,000
繰 延 税 金 資 産	162, 286	そ の 他	1, 250, 090
そ の 他	117,010	固 定 負 債	1, 261, 101
貸 倒 引 当 金	△1,770	長 期 未 払 金	40, 116
固 定 資 産	13, 505, 367	繰 延 税 金 負 債	769, 664
有形固定資産	6, 030, 360	環境対策引当金	9, 532
建物及び構築物	1, 234, 849	退職給付に係る負債	302, 046
機械装置及び運搬具	1, 676, 983	資 産 除 去 債 務	132, 417
工具、器具及び備品	188, 430	そ の 他	7, 325
土 地	2, 309, 076	(純資産の部)	31, 229, 088
リース資産	10, 534	株 主 資 本	29, 575, 198
建設仮勘定	610, 485	資 本 金	1, 034, 000
無形固定資産	51, 059	資 本 剰 余 金	613, 767
電 話 加 入 権	7, 848	利 益 剰 余 金	28, 389, 090
ソフトウェア	30, 718	自己株式	△461, 659
そ の 他	12, 491	その他の包括利益累計額	1, 653, 889
投資その他の資産	7, 423, 947	その他有価証券評価差額金	1, 511, 124
投 資 有 価 証 券	4, 068, 284	為替換算調整勘定	234, 725
生命保険積立金	490, 267	退職給付に係る調整累計額	△91, 960
保 険 積 立 金	227, 838		
長 期 預 金	2, 400, 000		
退職給付に係る資産	23, 516		
繰 延 税 金 資 産	10, 406		
そ の 他	205, 205		
貸倒引当金	$\triangle 1,570$		
資 産 合 計	37, 567, 485	負 債 純 資 産 合 計	37, 567, 485

連結損益計算書

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

		1		_		人 佐石	
_		科	-	<u> </u>		金額	
売		上		高		19, 844, 832	
売		上	原	価		14, 735, 980	
	売	上	総和	土	益	5, 108, 852	
販	売 費	及び一	· 般 管 理	費		2, 552, 599	
	営	業	利	益	益	2, 556, 252	
営	業	美 外	収	益		235, 358	
	受	取	利		息	18, 797	
	受	取	配	当	金	69, 629	
	そ		\mathcal{O}		他	146, 931	
営	弟	美 外	費	用		78, 803	
	支	払	利		息	11, 607	
	そ		\mathcal{O}		他	67, 195	
	経	常	利	孟	益	2, 712, 807	
特		別	利	益		10, 482	
	固	定資	産 売	却	益	4, 378	
	投	資 有 価	証 券	売 却	益	0	
	受	取	補	償	金	6, 104	
特		別	損	失		141, 139	
	固	定資	産 除	却	損	60, 262	
	減	損	損		失	43, 179	
	特	別	退	職	金	37, 697	
税	金 等		前当期	純 利	益	2, 582, 151	
法	人 税				税	791, 851	
法	人		等 調	整	額	△28, 872	
当			純和		益	1, 819, 172	
	会社材		 属する当			1, 819, 172	
 - '							

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1, 034, 000	613, 767	26, 965, 062	△ 461,547	28, 151, 281
当期変動額					
剰余金の配当			△395, 143		△395, 143
親会社株主に帰属する 当期純利益			1, 819, 172		1, 819, 172
自己株式の取得				△111	△111
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1, 424, 028	△111	1, 423, 916
当期末残高	1, 034, 000	613, 767	28, 389, 090	△461, 659	29, 575, 198

			(1)		
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計
当期首残高	719, 259	300, 907	△ 135, 496	884, 671	29, 035, 953
当期変動額					
剰余金の配当					△395, 143
親会社株主に帰属する 当期純利益					1, 819, 172
自己株式の取得					△111
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	791, 865	△66, 182	43, 535	769, 218	769, 218
当期変動額合計	791, 865	△66, 182	43, 535	769, 218	2, 193, 135
当期末残高	1, 511, 124	234, 725	△91, 960	1, 653, 889	31, 229, 088

連結注記表

- I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数

連結子会社の名称 ネクサス・エレケミックCO.,LTD. サイアム・エヌケーエスCO. LTD.

(2) 非連結子会社の名称

株式会社川口ニッカ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金(持分に見合う額)等 は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用関連会社の数

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社川口ニッカ

持分法を適用しない理由

当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法 の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社2社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては同日現在の計算書類を 使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法)

その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

> (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな钼資産 主として月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社は定率法、在外連結子会社は定額法
 - ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)に 基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 環境対策引当金

当社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用に充てるため、提出会社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業㈱から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しており ます。

なお、在外連結子会社の資産および負債並びに収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は非支配株主持分がないため全て純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - ① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
 - ② 退職給付に係る会計処理の方法
 - ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法について は、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額 法により費用処理しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会 計年度から適用しております。

Ⅱ 連結貸借対照表に関する注記

1.	有形固定資産の減価償却累計額	15,752,606千円
----	----------------	--------------

2. 担保に供している資産

土地	221,076千円
建物及び構築物	570,753千円
機械装置	913, 348千円
計	1,705,178千円

上記に対応する債務

短期借入金 238,600千円

Ⅲ 連結捐益計算書に関する注記

売上原価には、商品 \triangle 1,131千円、製品 \triangle 11,988千円、仕掛品 \triangle 9,203千円、原材料 \triangle 850千円、合計 \triangle 23,173千円の棚卸資産評価損(\triangle は戻入益)が含まれております。

Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式

20,680,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	197, 572	10.00	平成28年3月31日	平成28年6月13日
平成28年11月8日 取締役会	普通株式	197, 571	10.00	平成28年9月30日	平成28年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が、翌連結会計年度となるもの

決	議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年5月 取締役会		普通株式	利益剰余金	217, 327	11.00	平成29年3月31日	平成29年6月12日

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用につきましては安全性の高い預金・金融資産に限定し、資金調達は銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの社内管理規定に従い取引先ごとの回収・残高管理を行うとともに、適宜、取引先の信用調査を行い、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これに係る市場価格の変動リスクについては、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告するとともに、適宜、発行体の財務状況を把握しております。

長期預金は期日前解約特約付預金 (コーラブル預金) が含まれております。

流動性リスクについては、当社グループでは月次に資金計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 (単位:千円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	14, 506, 772	14, 506, 772	-
(2) 受取手形及び売掛金	6, 354, 868	6, 354, 868	-
(3) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	214, 615	231, 220	16, 604
② その他有価証券	3, 804, 906	3, 804, 906	-
(4) 長期預金	2, 400, 000	2, 255, 757	△144, 242
(5) 支払手形及び買掛金	(2, 565, 896)	(2, 565, 896)	-
(6) 短期借入金	(435, 600)	(435, 600)	-

- (*)負債に計上されているものについては、()で表示しております。
- (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
 - (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりませ
 - (3) 投資有価証券 これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。
 - (4) 長期預金

長期預金の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

- (5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております
- (注2)非上場株式(40,761千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することがきわめて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

Ⅵ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1株当たり当期練利益

1,580円65銭 92円08銭

Ⅲ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

垭 その他の注記

当連結会計年度において当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社名	場所	用途	種類
サイアム・エヌケーエスCO., LTD.	タイ国アユタヤ県	遊休資産	機械装置

資産のグルーピング方法

当社グループの資産のグルーピングは事業の種類別セグメントを基準に行っております。連結子会社は原則として事業会社を1つの資産グループとし、重要性のある会社は管理会計上の区分等をもとに、遊休資産については個別単位で資産のグルーピングを行っております。

遊休設備については、機械装置の一部が遊休状態にあるため、帳簿価額を回収可能価額まで減損しております。なお、同資産については将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額は無いものとしております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科目	金額	科 目	金 額
(資産の部)	36, 680, 409	 (負債の 部)	6, 039, 280
流動資産	23, 279, 242	流動負債	4, 938, 670
現金及び預金	14, 121, 231	支 払 手 形	641, 812
受 取 手 形	1, 681, 089	買掛金	1, 832, 366
売 掛 金	4, 421, 964	短期借入金	435, 600
商品及び製品	812, 492	ツース債務	11, 061
在 掛 品	1, 045, 483	未払金	462, 652
原材料及び貯蔵品	945, 405	未払費用	279, 037
操延税金資産	161, 649	未払法人税等	409, 878
その他	91, 696	未払消費税等	112, 816
貸倒引当金	$\triangle 1,770$	賞 与 引 当 金	380, 000
	13, 401, 166	役員賞与引当金	30,000
有形固定資産	5, 044, 768	設備関係支払手形	328, 098
建物	921, 494	R	15, 347
構築物	135, 757	固定負債	1, 100, 609
機械及び装置	1, 104, 006	長期未払金	40, 116
車両運搬具	28, 621	操延税金負債	661, 394
工具、器具及び備品	135, 173	退職給付引当金	250, 225
土 地	2, 104, 126	環境対策引当金	9, 532
リース資産	10, 534	資産除去債務	132, 417
建設仮勘定	605, 054	その他	6, 924
無形固定資産	48, 859	(純資産の部)	30, 641, 129
電話加入権	7, 848	株主資本	29, 130, 004
ソフトウェア	28, 518	資本金	1, 034, 000
その他	12, 491	資本剰余金	613, 767
投資その他の資産	8, 307, 538	資本準備金	337, 867
投資有価証券	4, 060, 284	その他資本剰余金	275, 899
関係会社株式	811, 754	利益剰余金	27, 943, 896
長期前払費用	196, 804	利益準備金	258, 500
前払年金費用	116, 060	その他利益剰余金	27, 685, 396
生命保険積立金	490, 267	研究開発積立金	125,000
保険積立金	227, 838	配当準備積立金	55, 000
長 期 預 金	2, 400, 000	固定資産圧縮積立金	793, 285
その他	6, 099	別 途 積 立 金	24, 250, 500
貸 倒 引 当 金	△1,570	繰越利益剰余金	2, 461, 611
		自己株式	△461, 659
		評価・換算差額等	1, 511, 124
		その他有価証券評価差額金	1, 511, 124
資 産 合 計	36, 680, 409	負債純資産合計	36, 680, 409

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

		_				(十四・111)
	₹			目		金額
売		上		高		18, 676, 840
売		上	原	価		13, 853, 073
	売	上	総和	闰 益	<u> </u>	4, 823, 767
販	売 費	及び一	般 管 耳	里費		2, 334, 447
	営	業	利	益	±	2, 489, 320
営	業	外	収	益		228, 924
	受	取	利		息	14, 516
	受	取	西己	当	金	69, 629
	そ		Ø		他	144, 778
営	業	外	費	用		76, 006
	支	払	利		息	9, 575
	そ		\mathcal{O}		他	66, 431
	経	常	利	益	Ė	2, 642, 238
特		別	利	益		6, 354
	固	定資	産 売	却	益	249
	投資	有 価	証 券	売 却	益	0
	受	取	補	償	金	6, 104
特		別	損	失		56, 183
	固	定資	産 除	却	損	56, 183
税	引	前 当	期 純	,利	益	2, 592, 409
法	人税、	住 民	税及び	事業	税	781, 000
法	人	税	等 調	整	額	△19, 051
当	ļ	朝	純	利	益	1, 830, 460

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

			株	主 資	本		
		資	本 剰 余	金	利	益 剰 余	金
	資本金		その他	資本剰余金		その他利	益剰余金
	東不並	資本準備金	資本剰余金	合計	利益準備金	研究開発 積立金	配当準備 積立金
当期首残高	1,034,000	337, 867	275, 899	613, 767	258, 500	125,000	55,000
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
固定資産圧縮積立金 の取崩							
別途積立金の積立							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	_	1
当期末残高	1,034,000	337, 867	275, 899	613, 767	258, 500	125, 000	55, 000

		444-	→ <i>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</i>	+		
		株	主	本		
	利	· 益 乗	割 余	金		
	その	その他利益剰余金				
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	
当期首残高	793, 589	22, 950, 500	2, 325, 989	26, 508, 579	△ 461, 547	
当期変動額						
剰余金の配当			△395, 143	△395, 143		
当期純利益			1, 830, 460	1, 830, 460		
自己株式の取得					△111	
固定資産圧縮積立金 の取崩	△304		304	_		
別途積立金の積立		1, 300, 000	△1, 300, 000	_		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	△304	1, 300, 000	135, 621	1, 435, 317	△111	
当期末残高	793, 285	24, 250, 500	2, 461, 611	27, 943, 896	△461, 659	

	株主資本	評 価・ 換	算差額等	
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	27, 694, 798	719, 259	719, 259	28, 414, 058
当期変動額				
剰余金の配当	△395, 143			△395, 143
当期純利益	1, 830, 460			1, 830, 460
自己株式の取得	△111			△111
固定資産圧縮積立金 の取崩	1			1
別途積立金の積立	-			I
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		791, 865	791, 865	791, 865
当期変動額合計	1, 435, 205	791, 865	791, 865	2, 227, 070
当期末残高	29, 130, 004	1, 511, 124	1, 511, 124	30, 641, 129

個別注記表

- I 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法)

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均 法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな知資産

月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金
 - ・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、 給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年)による定

額法により費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業㈱から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

Ⅱ 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 3,017千円 短期金銭債務 2.933千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,175,450千円

3. 担保に供している資産

土地221,076千円建物455,136千円構築物115,617千円機械及び装置913,348千円計1,705,178千円

上記に対応する債務

短期借入金 238,600千円

4. 保証債務

下記連結子会社の信用状 (L/C) について債務保証を行っております。

サイアム・エヌケーエスCO., LTD.

9.648千円 (86千US\$)

Ⅲ 掲益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 15,466千円 売上原価 97,919千円

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数

普通株式 922,910株

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	117, 268千円
未払事業税	19,075千円
長期未払金	12,283千円
退職給付引当金	76,618千円
投資有価証券評価損	49,443千円
減損損失	85,890千円
減価償却費	75,752千円
貸倒引当金	546千円
資産除去債務	40,546千円
関係会社株式評価損	42,277千円
その他	36, 386千円
M. 税金资産合計	556 088壬円

556,088千円

繰延税金負債

前払年金費用 △35,537千円 固定資産圧縮積立金 △350, 108千円 その他有価証券評価差額金 △666,916壬円 △3,270千円 その他 繰延税金負債合計 △1,055,833千円

繰延税金資産の純額 △499, 745千円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産 161,649千円 固定負債-繰延税金負債 △661,394千円

Ⅵ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,550円89銭 1株当たり当期純利益 92円65銭

Ⅲ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

日本化学産業株式会社 取締役会 御中

> 仰
> 星
> 監
> 査
> 法
> 人
>
>
> 代表社員 業務執行社員
> 公認会計士 川 崎
> 浩 印
>
>
> 業務執行社員
> 公認会計士 竹 村 純 也 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本化学産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

日本化学産業株式会社 取締役会 御中

> 仰
> 星
> 監
> 査
> 法
> 人
>
>
> 代表社員 業務執行社員
> 公認会計士
> 川
> 崎
> 浩
> 印
>
>
> 業務執行社員
> 公認会計士
> 竹
> 村
> 純
> 九
> 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本化学産業株式会社の平成28年4月1日から 平成29年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計 算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその 附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書 類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計 監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、 重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。 また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容 及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は 認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社 の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 - 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月24日

日本化学産業株式会社 監査役会

常勤監査役 吉田 豊卿 監査役 花木 正義 卿監査役 臼田 正博 卿

監査役富山下次の

(注) 常勤監査役吉田 豊、監査役花木正義及び富山正次は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(9名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

昭和48年4月 新日本製鐵㈱入社 昭和58年7月 新日本製鐵㈱標準建築事業部掛長 昭和62年4月 当社入社 昭和63年4月 当社建材本部長 平成元年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役 平成7年6月 当社建材本部長兼社長室長 平成11年6月 当社代表取締役専務 平成15年6月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) ネクサス・エレケミックCO.,LTD. 代表取締役会長 サイアム・エヌケーエスCO.,LTD. 代表取締役会長	候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	1		昭和58年7月 新日本製鐵㈱標準建築事業部掛長昭和62年4月 当社入社 昭和63年4月 当社建材本部長 平成元年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役 平成8年4月 当社建材本部長兼社長室長 平成11年6月 当社代表取締役専務 平成15年6月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) ネクサス・エレケミックCO.,LTD.代表取締役会長	247, 631株

取締役候補者とした理由

入社以来、建材本部長、常務取締役、専務取締役、社長室長、代表取締役専務を歴任し、現在、当社の代表取締役 社長を務めております。経営者としての見識、豊富な経験と実績を有することに加え、当社グループに対する深い 知識と見識に基づき、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取 締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	く のう だだ ギ 久 能 忠 生 (昭和19年8月8日生)	昭和49年2月 当社入社 平成元年4月 当社建材本部業務課長 平成12年10月 当社総務部長補佐 平成13年4月 当社総務部長 平成17年6月 当社総務部長 平成22年4月 当社総務部門担当 現在に至る 平成24年6月 当社常務取締役 現在に至る 平成28年6月 当社常務執行役員 現在に至る	54, 400株

取締役候補者とした理由

入社以来、主に管理部門全般を経験しており、平成12年以降総務部門を担当し、豊富な経験と知識をもって総務部門を率いております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	、 ばやし のり お 小 林 憲 男 (昭和26年5月3日生)	昭和45年3月 当社入社 平成6年4月 当社薬品生産本部技術部検査課長 平成10年4月 当社薬品生産本部品質保証室長 平成13年7月 当社薬品生産本部埼玉工場生産部長 平成15年4月 当社薬品生産本部長 現在に至る 平成17年6月 当社取締役 現在に至る 平成28年6月 当社執行役員 現在に至る	41, 100株
TE 6420. 6	444		

取締役候補者とした理由

長年にわたって薬品生産本部に従事し、平成13年に薬品生産本部埼玉工場生産部長に就任し、平成15年に薬品生産本部長に就任しており、豊富な経験と知識をもって薬品生産部門を率いております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、	地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	さくら い しゅん ビ 桜 井 俊 二 (昭和24年7月2日生)	昭和49年4月 平成10年4月 平成12年4月 平成13年4月 平成16年6月 平成19年6月 平成19年6月 平成23年10月 平成24年6月 平成28年6月	(株三井銀行入社 (株)さくら銀行千住支店長 (株)さくら銀行国際企業ディビジョンカンパニー 海外拠点統括部詰(インドネシアさくら銀行 社長) (株)三井住友銀行監査部副部長 (株)三井住友銀行監査部副部長 (株)三井住友銀行本店上席調査役 当社常勤監査役 当社取締役 現在に至る 当社社長室長 当社社長室担当兼建材本部担当 当社建材本部長 現在に至る 当社執行役員 現在に至る 当社執行役員 現在に至る	8,300株

取締役候補者とした理由

金融業界における長年の企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、平成19年に当社社長室長に就任し、平成24年より建材本部長に就任しております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、	地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5	ちょう ピー みま お 丁 子 幹 雄 (昭和22年5月19日生)	昭和45年3月 平成4年4月 平成8年4月 平成11年4月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年4月 平成25年4月 平成25年4月 平成25年4月	当社入社 当社薬品営業本部東京営業部表面処理営業課長 当社薬品営業本部東京営業部高崎出張所長 当社薬品営業本部東京営業部長 当社薬品営業本部東京営業部長 当社薬品営業本部長兼東京営業部長 当社薬品営業本部長兼東京営業部長 当社薬品営業本部長 当社薬品営業本部長 当社薬品営業本部長 当社薬品営業本部長 当社薬品営業本部長 当社薬品営業本部長兼海外本部担当現在に 至る 当社執行役員 現在に至る	22, 300株

取締役候補者とした理由

入社以来、長年にわたって薬品営業部門に従事し、平成20年より薬品営業本部長に就任しており、豊富な経験と知識をもって薬品営業部門を率いております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
6	か しま はじめ 鹿 島 <u>肇</u> (昭和27年8月28日生)	昭和48年4月 当社入社 平成6年4月 当社総合研究所主任研究員 平成17年7月 当社総合研究所長補佐 平成22年4月 当社総合研究所長 現在に至る 平成24年6月 当社取締役 現在に至る 平成28年6月 当社執行役員 現在に至る	10,800株

取締役候補者とした理由

入社以来、長年にわたって研究開発部門に従事し、平成22年より総合研究所長に就任しており、豊富な経験と知識をもって研究開発部門を率いております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
7	の せ けん ぞう 野 瀬 賢 造 (昭和32年1月8日生)	昭和54年4月 新日本製鐵㈱入社 平成6年11月 新日本製鐵㈱大阪支店建築営業室長 平成16年7月 新日本製鐵㈱総合・システム建築部長 平成18年7月 新日鉄エンジニアリング㈱マネジメントサポートセンター財務部長 平成21年4月 新日鉄エンジニアリング㈱営業総括部長 平成22年4月 新日鉄エンジニアリング㈱調達企画部長 平成23年4月 当社顧問 平成23年10月 当社社長室長 現在に至る 平成24年6月 当社執行役員 現在に至る	5,600株

取締役候補者とした理由

会社経営に関する高い見識と幅広い経験を有しており、取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
8	いの うえ ゆぎ ギ 井 上 幸 夫 (昭和29年7月30日生)	昭和52年4月 富士写真フイルム㈱入社 平成18年6月 富士写真フイルム㈱総務部長 平成21年8月 富士フイルムビジネスエキスパート㈱取締役 平成26年2月 (有オフィスアーク 代表取締役 (現職) 平成26年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) (南オフィスアーク 代表取締役	2,900株

社外取締役候補者とした理由

豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に関し会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレートガバナンスの強化に貢献していただけるものと期待し、社外取締役に選任しています。

業務執行を行う経営陣に対し客観的立場から、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいており、グループ経営体制の強化など当社のコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	^{よし なり まさ ゆき} 吉 成 昌 之 (昭和22年10月6日生)	昭和50年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成9年4月 第二東京弁護士会副会長 平成13年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成19年4月 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 平成21年6月 第一勧業信用組合員外監事(現職) 平成22年8月 東京都弁護士国民健康保険組合理事長 平成23年3月 ㈱アサツーディ・ケイ 社外監査役 平成25年8月 東京都弁護士国民健康保険組合副理事長 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る 平成28年3月 ㈱アサツーディ・ケイ 社外取締役(現職) (重要な兼職の状況) 虎ノ門カレッジ法律事務所 パートナー弁護士 第一勧業信用組合員外監事(非常勤) ㈱アサツーディ・ケイ 社外取締役	0株

社外取締役候補者とした理由

弁護士として長年法律事務所へ勤務しており、法律全般に関する豊富な経験と高い見識に基づき、会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化に貢献していただけるものと判断しております。業務執行を行う経営陣に対し客観的立場から、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいており、リスクマネジメントの強化など当社のコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 候補者 井上幸夫、吉成昌之の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 - 3. 社外取締役候補者に関する事項
 - (1) 責任限定契約について 井上幸夫、吉成昌之の両氏と、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める額を限度とする契約を 締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
 - (2) 社外取締役在任期間について
 - ① 井上幸夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
 - ② 吉成昌之氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 - 4. 候補者井上幸夫、吉成昌之の両氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。

第2号議案 役員賞与支給の件

役員賞与につきましては、当期の業績を勘案し、役員賞与総額30,000千円(当期末における取締役9名に対し総額26,204千円(うち社外取締役2名に対し総額2,400千円)、監査役4名に対し総額3,796千円)を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の趣旨及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」により構成されていましたが、本議案は、新たに取締役(社外取締役を除きます。)に対する業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えます。

具体的には、平成18年6月29日開催の第81回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の基本報酬の限度額(年額120百万円以内。但し、使用人給与分は含みません。)とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成30年3月末で終了する事業年度から平成32年3月末で終了する事業年度までの3年間(以下「対象期間」といいます。)に在任する当社の取締役(社外取締役を除きます。以下も同様です。)に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

なお、第1号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり可決されますと、本株主総会終 結の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は7名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、平成29年5月12日付「当社取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金180百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場(立会外取引を含みます。)を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注:当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信 託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を3年を限度に延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。)本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金180百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記(3)①のポイント付与及び下記(4)の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に給付される当社株式数の算定方法と上限

① 取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の当社が定める所定の日に、役位及び業績達成度等に応じて算定される数のポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり45,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1 (但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。)を乗じた数とします。

(4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記(3)②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

以上

[メ	Ŧ	闌]

株主総会会場ご案内図

会 場:〒116-0014 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号 ホテルラングウッド 2階「朱鷺」

電話 03-3803-1234 (代)

最寄駅:JR日暮里駅、京成日暮里駅、日暮里・舎人ライナー日暮里駅から徒歩3分

※駐車場の収容台数には限りがございますので、電車等の交通機関をご利用ください。

